

区報の主な内容

- ◆ 第104回総代会開催
- ◆ 令和8年度予算概要
- ◆ 令和8年度賦課額及び徴収方法
- ◆ 令和8年度用水管理

刈谷田川

みどり
水と里ネット

第

72

2026.6

号

写真：刈谷田川大堰頭首工

一級河川刈谷田川に位置し、三条・見附・長岡の3市にまたがる約3,178haの田畑を潤す当施設は、昭和47年に煉瓦閘門、固定堰から現在の可動堰に改良され、堰柱・ゲート設備・樋門棟など補修を重ねながら53年経過しています。

福島江からの補給により安定した取水を支え続ける地域農業に欠かせない重要施設です。

地区組合員数：3,707人
地区総面積：4,535.8ha

発行所

見附市上新田町3085番地
刈谷田川土地改良区
電話 0258-66-2210
編集発行人 河村 則夫
URL <https://kariyadagawa.net>



ご挨拶

刈谷田川土地改良区

理事長 河村 則夫

区報発行にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

組合員各位におかれましては、常日頃から土地改良事業全般に亘り、絶大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、梅雨明けから8月上旬にかけて記録的な少雨となりました。しかし、当改良区管内では基盤整備が進んでいることから用水配分も順調に行われ、大きな支障もなく収穫期を迎えることができました。改めて農業基盤整備の重要性を実感した一年でもありました。

一方で、近年の異常気象は深刻さを増しており、高温による干ばつへの影響で全国では番水を実施しても対応しきれない地域が出てきております。反対に、ゲリラ豪雨の突発により各地で大雨被害も発生しております。当土地改良区におきましても災害に備えるための体制作りを引き続き進めて参ります。

さて、農業農村整備の国家予算について、令和7年度補正予算は前年対比で402億円増の2,439億円、令和8年度当初予算は前年対比で40億円増の4,504億円であります。よって、令和8年度執行予算は前年対比で442億円増の6,943億円まで増額していただきました。大変喜んでおるところであります。

また、土地改良区を巡る情勢については、農業水利施設の適切な保全を進める上で地域の良好な営農環境を維持、確立をすることが年々難しくなっております。こうした状況を踏まえ、多様な組織が参画し、土地改良区を中心とした水土里ビジョンの策定が進められております。

当土地改良区におきましても、この取り組みを推進するために昨年11月7日に策定に向けた協議会を立ち上げました。本年3月19日開催の総代会に議案を提出し、総代各位よりご承認を賜り、新潟県の認可申請へと進めております。策定後は、農業水利施設の保全に向けた将来計画を地域の関係者と連携して確実に進めて参ります。

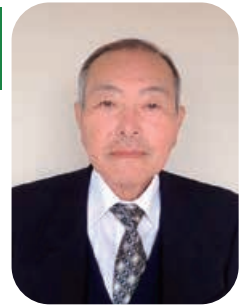
また、農業農村整備事業である国営刈谷田川地区につきましても、計画概要策定のために地区調査が今年で6年目を迎えることとなります。現在進める調査では、施設の機能診断や耐震調査の結果を踏まえた整備構想を作成しており、老朽化対策に加え、現在の加圧用水システムから自然圧用水システムへの移行を図ることで、将来に亘るライフサイクルコストの低減を目指すものであります。これらの検討を進めながら事業化に向け地区調査を進めているところであります。

今後も園芸産地の拡大や、農業所得の向上を実現するために未来への投資が確かな成果として皆さんに還元されますよう国営事業採択に向け、引き続き一丸となって取り組んで参りますので、組合員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、中東情勢の緊張が続いております。原油価格の高騰や物資供給の混乱が農業にも影響を及ぼし始めており、燃料や肥料の費用負担が増す今こそ地域の知恵と協力が大切になると感じております。不安定な情勢ではありますが、皆さんと共に前向きに役職員一丸となり農業基盤、農業用施設を守るという使命を持って業務に努めて参ります。一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

● 結びに、令和8年度は安寧で豊かな自然の恩恵のもとで実り多き年になりますことをご期待し、組合員各位のご健勝ご多幸をお祈り申し上げ、挨拶といたします。

第104回 総代会 開催

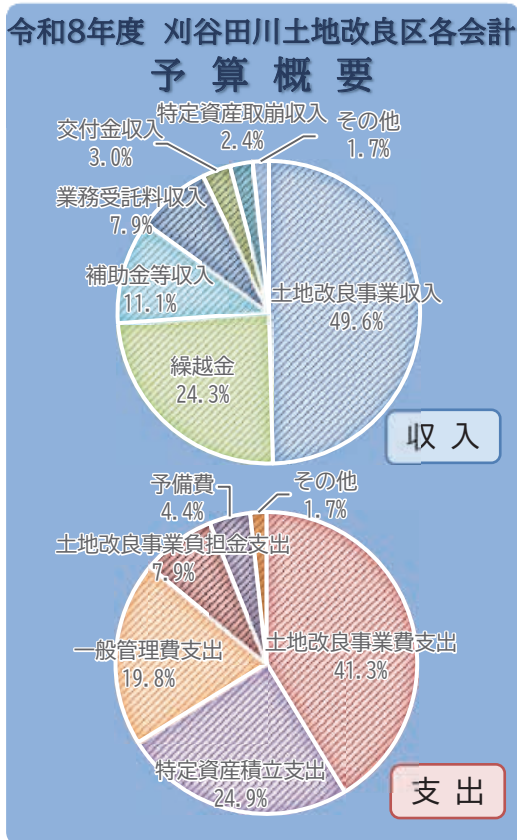


議長
川崎 初男 総代

第104回総代会が令和8年3月19日当土地改良区会議室において、総代定数95名中84名の出席を得て開催されました。

議長に第9選挙区の川崎初男総代（見附市傍所町）を選任し、連携管理保全計画の策定、定款・諸規程の一部改正、一般会計及び特別会計（4会計）収入支出予算等について提案され、慎重審議の結果、全議案について原案のとおり承認及び可決され閉会いたしました。

- 議 第1号：連携管理保全計画（通称：刈谷田川地域水土ビジョン）の策定について
- 議 第2号：刈谷田川土地改良区定款の一部改正について
- 議 第3号：刈谷田川土地改良区地区除外等処理規程の一部改正について
- 承認第1号：刈谷田川土地改良区会計細則の一部改正について
- 承認第2号：令和7年度刈谷田川地区維持管理特別会計収入支出補正予算専決処分の承認について
- 承認第3号：令和7年度一般会計収入支出補正予算専決処分の承認について
- 承認第4号：令和7年度一般会計支出補正予算専決処分の承認について
- 承認第5号：令和8年度水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）の承認について
- 承認第6号：令和8年度地域農業水利施設ストックマネジメント事業（保全計画）の承認について
- 承認第7号：令和8年度土地改良施設維持管理適正化事業（防災減災機能等強化事業）の承認について
- 承認第8号：令和8年度土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業の承認について
- 議 第4号：令和8年度一般会計収入支出予算について
- 議 第5号：令和8年度刈谷田川地区維持管理特別会計収入支出予算について
- 議 第6号：令和8年度刈谷田川大堰地区維持管理特別会計収入支出予算について
- 議 第7号：令和8年度刈谷田川左岸地区維持管理特別会計収入支出予算について
- 議 第8号：令和8年度尾崎川原開田地区維持管理特別会計収入支出予算について
- 議 第9号：令和8年度各会計賦課金の賦課及び用排水システム再編積立預り金の徴収方法等について
- 議 第10号：一時借入金について
- 議 第11号：歳計現金預入先について
- 報告第1号：令和8年度刈谷田川土地改良区配水計画について
- 報告第2号：監査報告について（令和7年度中間監査）
- 報告第3号：総代異動報告について



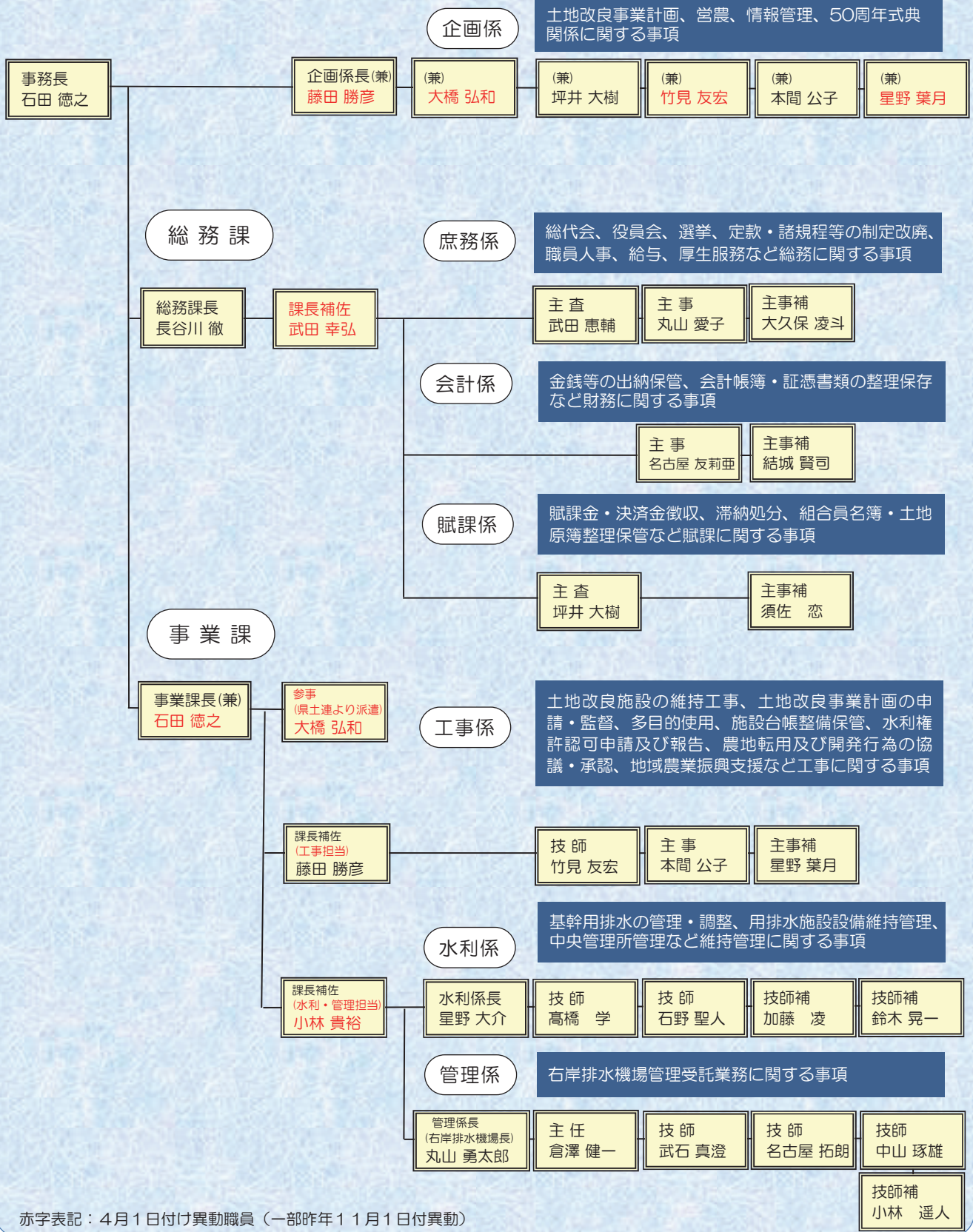
(単位：千円)

科 目	一 般	刈谷田川地区 維持管理	大 堰 地 区 維持管理	左 岸 地 区 維持管理	尾崎川原地区 維持管理
収入					
土地改良事業収入	158,800	231,160	44,450	578	1,285
附 帯 事 業 収 入	350	1,900	10	450	—
基本財産運用収入	10	—	—	—	—
特定資産運用収入	1,380	3,910	700	60	70
補 助 金 等 収 入	2,900	94,547	650	2	—
交 付 金 収 入	—	26,600	—	—	—
業 務 受 託 料 収 入	—	69,220	—	72	—
雑 収 入	1,200	660	160	8	27
特定資産取崩収入	20,300	930	20	—	—
固定資産売却収入	50	10	—	—	—
他 会 計 繰 入 金	4,100	—	—	—	—
繰 越 金	58,910	123,863	24,310	5,280	1,178
収入合計	248,000	552,800	70,300	6,450	2,560
支出					
土地改良事業費支出	—	308,790	50,020	2,250	2,490
一般管理費支出	174,610	—	—	—	—
土地改良事業負担金支出	—	69,310	—	—	—
固定資産取得支出	5,000	1,000	—	—	—
特定資産積立支出	62,870	135,500	17,280	3,162	70
雑 支 出	500	910	—	—	—
50周年記念式典費	3,500	—	—	—	—
他 会 計 繰 出 額	—	4,100	—	—	—
予 備 費	1,520	33,190	3,000	1,038	—
支出合計	248,000	552,800	70,300	6,450	2,560
収入支出差引金額	0	0	0	0	0

お声かけによる水難事故・不法投棄防止にご協力お願いいたします。

令和8年度 刈谷田川土地改良区 事務局組織機構

職員数 27名 (うち県土連より派遣 1名)



赤字表記：4月1日付け異動職員（一部昨年11月1日付異動）

令和8年3月31日付で、会計係指導の中島 祐子さんが継続雇用終了により退職されました。中島さんは、定年後も豊富な経験を基に後進育成にあたっていただきました。大変お疲れ様でした。



農業用水も限りある資源です。大切に使いましょう。

刈谷田川地区「農業経営部会」 令和7年度 活動実績

第1回 4月8日(火) ・視察研修について
・スマート農業実証実験について
・ハザカプラントによる堆肥化施設について

研 修 4月22日(木) ・水稲乾田直播 播種作業実演会(三条市帯織)

研 修 5月4日(日) ・水稲ドローン直播実演(見附市小栗山)

第2回 6月5日(木) ・米穀情勢について・米の動向等について
・園芸振興関連事業について
・大豆、稲作情報について
・地域が目指す営農の実現に向けて
・自然農法による水稲栽培の取組

視察研修 7月25日(金) ・(株)げんぞう(新発田市大伝地内)
水稲36ha、えだまめ6ha

第3回 8月5日(火) ・令和7年度産米を巡る情勢
・「みつけ農業女子の会」について
・稲作情報及び水稲極早生「新潟135号」について

第4回 10月9日(木) 視察研修
・(株)柳農産(十日町市) えだまめ70ha
・(株)麓(津南町) 水稲・高原野菜(9品目)計50ha



水稲乾田直播 播種作業



(株)げんぞう 研修



(株)柳農産 研修



(株)柳農産 研修



(株)麓 研修

第5回 12月2日(火) ・米の安定供給に向けた政策の方向性
・地域が目指す営農の実現について
・新潟米新品種「なつひめ」について
・鳥獣被害対策について
・自然農法による水稲栽培の取組について

第6回 3月10日(火) ・乾田直播栽培の取組成果について
・枝豆栽培技術について
・見附市 ニラの取組について
・イオン水生成装置(電気分解システム)の取組成果について
部会終了後、懇親会を実施



第5回 農業経営部会

令和8年度 活動予定

第1回 6月2日(火) 第2回 8月4日(火) 第3回 10月6日(火) 第4回 12月8日(火) 第5回 2月2日(火)
※午後2時～ 刈谷田川土地改良区2階会議室 開催予定 ※先進地への視察研修予定

《 農業経営部会、研修に参加希望の方は土地改良区までご連絡ください。》

令和8年度 賦課金及び用排水システム再編積立預り金納入について

賦課金・用排水システム再編積立預り金単価一覧表 (1,000㎡当り)

区分	会計別	区 分	金額(円)	徴収期別内訳					
				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
賦課金	一般会計	1等地: 1010 一般区域	4,000				2,000		2,000
		2等地: 1020 排水受益区域・見附圃場左岸 尾崎川原開田・今井川原区域	3,000				1,500		1,500
		3等地: 1030 刈谷田川左岸・見附市都市排水区域 但し、見附圃場左岸区域を除く	2,000				1,000		1,000
		4等地: 1040 畑(刈谷田川右岸・見附圃場左岸区域) 但し、尾崎川原・今井川原区域を除く	800				400		400
		5等地: 1050 刈谷田川左岸地区(池之島)	636				318		318
		6等地: 1060 刈谷田川左岸地区(坪根)	288				144		144
賦課金	刈谷田川 地 維持管理	1等地: 3110 圃場一般区域及び 3610 圃場用水受益	4,551	2,592	1,959				
		2等地: 3121 見附圃場左岸区域 3621	3,004	2,352	652				
		3等地: 3122 圃場補償用水(大面西部・見附地区) 3622	3,004	1,054	1,950				
		4等地: 3130 川通北地区及び 3630 圃場用水受益(川通北地区外)	3,990	2,519	1,471				
		5等地: 3140 圃場区域外 3640	2,242		2,242				
		6等地: 3151 圃場用水受益(旧押切江地区) 3651	1,681	1,681					
		7等地: 3152 圃場区域外(開田)及び 3652 排水受益区域	1,681		1,681				
		8等地: 3160 見附市都市排水区域 3660	1,121		1,121				
		9等地: 3170 畑(刈谷田川右岸地区) 3670 但し、見附市都市排水区域を除く	840		840				
		10等地: 3180 圃場用水受益(尾崎川原区域)及び 3680 圃場用水受益(今井川原区域)	2,802	2,364	438				
		11等地: 3190 畑(見附圃場左岸区域) 3690	278	278					
		12等地: 2010 直接受益地区	1,200			1,200			
		13等地: 2020 間接受益地区	300			300			
賦課金	刈谷田川 大堰地区 維持管理	3等地: 2030 川通北地区	35			35			
		4等地: 2040 池之島地区	382			382			
		5等地: 2050 坪根地区	173			173			
		6等地: 5410 西小川江・鶴島江地区	300				300		
		7等地: 5420 大江地区	200				200		
賦課金	尾崎川 原地区 維持管理	4等地: 4310 尾崎川原開田地区	3,200				3,200		
積立預り金	刈谷田川 地 維持管理 (用排水システム再編積立預り金)	1等地: 9010 用排水受益地区	2,000					2,000	
		2等地: 9020 用水単独地区	1,000					1,000	
		3等地: 9030 排水単独地区	1,500					1,500	
		4等地: 9040 畑(見附圃場左岸区域を除く地区)	750					750	

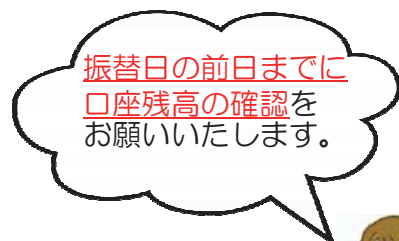
● 賦課期日
令和8年4月1日
現在

● 賦課基準
地積割
(右記単価一覧表のとおり)

● 徴収一覧

期別 (納付月)	種別	地区会計別	納期限	口座振替日
第1期 (4月)	維持管理費	刈谷田川地区	4月30日(木)	4月27日(月)
第2期 (5月)			6月1日(月)	5月27日(水)
第3期 (6月)		大堰地区	6月30日(火)	6月29日(月)
第4期 (7月)	経常費	一般会計(1/2)	7月31日(金)	7月27日(月)
第5期 (8月)	維持管理費	左岸地区	8月31日(月)	8月27日(木)
		尾崎川原地区 開田地区		
第6期 (9月)	経常費	刈谷田川地区 (積立預り金)	9月30日(水)	9月28日(月)
		一般会計(1/2)		

● 徴収方法
口座振替契約による徴収または
土地改良区で直接徴収



口座振替契約取扱い店舗
JAえちご中越



こんな時には必ず届出をお願いします。

組合員変更

- ◆組合員の方が **農地の売買・交換・贈与・貸借** されたとき
- ◆組合員の方が **経営移譲** される時、又は **亡くなられた** とき
- ◆組合員の方が **住所変更** されたとき

※ 三条土地改良区及び中之島土地改良区に重複している土地をお持ちの方は、両方の土地改良区へ届出をお願いします。

・ **組合員資格得喪通知書** の提出



振替口座変更

- ◆ **賦課金の振替口座を変更** される時
- ◆ **口座名義人が亡くなられた** とき

J A の窓口で変更手続き
(振替口座の届出印が必要)



農地転用

- ◆ 農地を農地以外に **転用(宅地や駐車場等)** するとき

・ **農地転用通知書**
・ **地区除外申請書**

の提出



決済金単価一覧表 (1㎡当り)

会計別	区 分		金額 (円)	圃場分	右岸分
一般会計	1等地	1010 一般区域	160.00		
	2等地	1020 排水受益区域・見附圃場左岸尾崎川原開田・今井川原区域	120.00		
	3等地	1030 刈谷田川左岸・見附市都市排水区域 但し、見附圃場左岸区域を除く	80.00		
	4等地	1040 畑(刈谷田川右岸・見附圃場左岸区域) 但し、尾崎川原・今井川原区域を除く	32.00		
	5等地	1050 刈谷田川左岸地区(池之島)	25.44		
	6等地	1060 刈谷田川左岸地区(坪根)	11.52		
刈谷田川地区維持管理	1等地	3110 圃場一般区域及び 3610 圃場用水受益	182.04	78.36	103.68
	2等地	3121 見附圃場左岸区域	120.16	26.08	94.08
		3621 圃場補償用水(大面西部・見附地区)	120.16	78.00	42.16
		3622			
	3等地	3130 川通北地区及び 3630 圃場用水受益(川通北地区外)	159.60	58.84	100.76
	4等地	3140 圃場区域外 3640	89.68	89.68	-
	5等地	3151 圃場用水受益(旧押切江地区)	67.24	-	67.24
		3651 圃場区域外(開田)及び 3152 排水受益区域	67.24	67.24	-
		3652			
	6等地	3160 見附市都市排水区域 3660	44.84	44.84	-
7等地	3170 畑(刈谷田川右岸地区) 3670 但し、見附市都市排水区域を除く	33.60	33.60	-	
8等地	3180 圃場用水受益(尾崎川原区域)及び 3680 圃場用水受益(今井川原区域)	112.08	17.52	94.56	
9等地	3190 畑(見附圃場左岸区域) 3690	11.12	-	11.12	
刈谷田川大堰地区維持管理	1等地	2010 直接受益地区	48.00		
	2等地	2020 間接受益地区	12.00		
	3等地	2030 川通北地区	1.40		
	4等地	2040 池之島地区	15.28		
	5等地	2050 坪根地区	6.92		
刈谷田川左岸地区維持管理	5410	西小川江・鶴島江地区	12.00		
	5420	大江地区	8.00		
尾崎川原地区維持管理	4310	尾崎川原開田地区	128.00		

転用に伴い、右記の**※転用決済金**の納入が必要となります。なお、市道・県道・国道買収等の公共転用や寄附した場合も、決済金の納入が必要です。また、決済金の他に排水負担金若しくは水路使用料の納入が必要となる場合があります。

※転用決済金とは、土地改良法第43条第2項に基づき、農地転用による農地減少によって将来の土地改良施設の維持管理費等(賦課金)が他の組合員の過重負担にならないよう徴収しています。

排水負担金及び水路使用料 (農業用施設使用規程による)

排水負担金	1㎡当り199円
雑排水放流に伴う水路使用料	排水量別の40ヶ年分

※ 但し、刈谷田川左岸地区及び見附市都市排水区域は除く

お問合せは
総務課賦課係まで



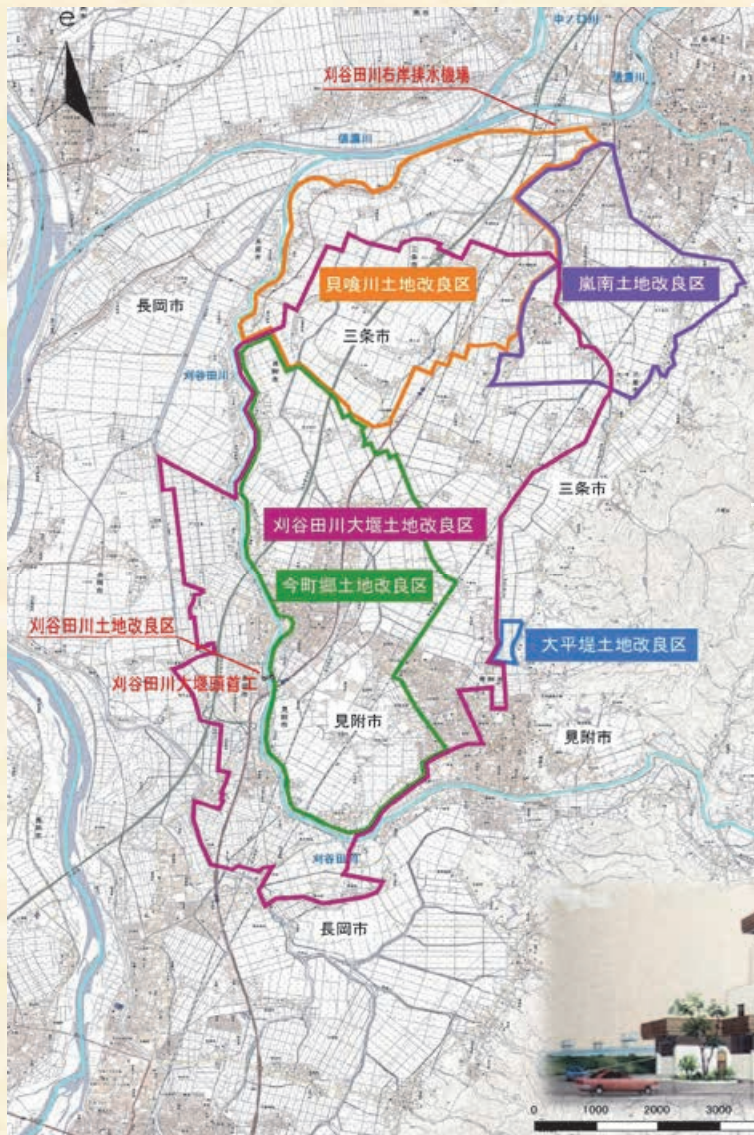
刈谷田川土地改良区は 設立50周年を迎えました

昭和51年1月24日、6つの土地改良区が合併し、
新たに『刈谷田川土地改良区』が誕生しました。

国営刈谷田川右岸土地改良事業の着工に伴い設立された本区が、この記念すべき日を迎えることができたのは、今日に至るまでご尽力いただいた組合員の皆様のご理解・ご協力の賜物であり、心より深く感謝申し上げます。

この50年という大きな節目を祝い、更なる発展を期するため来たる10月8日(木)に設立50周年式典の挙行を予定しております。

合併の経緯 ～輪中ごとにあった水利組織～



～合併前～

『刈谷田川大堰・今町郷・大平堤・嵐南・貝喰川』の各土地改良区は排水不良と用水不足に永年悩まれ、旧来からの水慣行に基づく区域毎の用排水改良事業が実施されていました。

～合併の必要性～

当地域は三方を信濃川・刈谷田川・五十嵐川に囲まれた低平地で古くから度重なる水害と排水不良、複雑な水利慣行による不安定な用水に悩まされていました。昭和39年の当地域を襲った大洪水をきっかけに地域全体の統一的な水利事業の実施と組織化を望む声があがりました。それにより、国営かんがい排水事業が計画され、事業実施のため『刈谷田川右岸土地改良区』が設立されました。

～刈谷田川土地改良区の誕生～

合併への話し合いは難航しましたが、粘り強く調整を続けた結果、重複加入を解消し経費削減など、組合員の負担軽減につながる体制が整いました。昭和50年6月10日6つの土地改良区の合併調印式が行われ、昭和51年1月24日に認可され『刈谷田川土地改良区』が誕生しました



合併調印式の様子



昭和61年時 中央管理所と刈谷田川土地改良区事務所

農業用水も限りある資源です。大切に使いましょう。

令和8年度 配水計画

令和8年3月4日開催の理事会において、今年度の配水計画が定められましたので刈谷田川土地改良区利水調整規定第8条の規定に基づき、組合員の皆様へお知らせいたします。

下記表の期別に定められた取水量が水利権において遵守されますので、過剰な注水やかけ流し、無効放水等を控え、限られた水資源を有効に利用して下さい。

許可水利権

(単位：m³/s)

区分	期間	管理用水		代かき期		普通期		非かんがい期	
		4/20~5/10	5/11~7/15	7/16~8/25	8/26~9/5	9/6~4/19			
三扉取水工		6.518	5.499	5.926	2.441	1.571			
昭和江揚水機	-	2.700	2.489	2.691	1.133	0.716			
		(単位：m ³ /日)							
		-	197,128	213,127	88,150	56,707			
中央揚水機		2.200							
区分	期間	4/20~5/10	5/11~7/15	7/16~8/15	8/16~9/5				
傍所右岸揚水機	-	0.255	0.216	0.233	0.096				
速水江樋管		0.060	0.051	0.055	0.022				
山吉江樋管		0.085	0.073	0.079	0.033				
今井揚水機	-	4/26~5/2	5/3~9/4						
		0.842	0.544						
押切揚水機		0.25298 (期間記載なし)							
銚子ヶ池揚水機	-	4/26~5/2	5/3~9/10						
		0.612	0.409						
大久保揚水機	-	4/26~5/2	5/3~9/5						
		0.220	0.127						
砂押揚水機	4/20~4/21	4/22~4/28	4/29~8/31						
		0.148	0.148						

慣行水利権

(単位：m³/s)

区分	期間	4/1~9/15
西小川江樋		0.8269
鶴島江樋管		0.2164
五百刈江樋管		0.0722

土地改良区からのお願い

近年、夏季の高温少雨により週2日の揚水機場休止日の他に、ブロック毎の番水をお願いする状況が常態化し、配水に大変苦慮しております。

きめ細やかな水管理は**水不足の解消、電力料金の軽減**につながりますので、より一層の節水のご理解とご協力をお願い致します。

管内全域に用水が行き渡るように掛け流しはしないでください。

熱中症対策で夏でも元気に！

夏に向けて、農作業中に熱中症になる人が増えてきます。熱中症は正しい知識を身に着けることで、予防することができます。暑さを避けて熱中症予防行動をとることを心がけましょう。

農作業時における熱中症予防のポイント

<h3>暑さを避ける</h3> <p>高温時の作業は極力避け、日陰や風通しの良い場所で作業しましょう。</p> 	<h3>単独作業は避ける</h3> <p>熱中症になってしまった際、早期発見、対処が大切です。複数名で作業し、時間を決めて声をかけあいましょう。</p> 	<h3>こまめな休憩と水分補給</h3> <p>喉の渇きを感じる前に、こまめに水分・塩分を補給しましょう。</p> 
---	--	---

農林水産省「農作業中の熱中症を予防しましょう！」より一部抜粋

お声かけによる水難事故・不法投棄防止にご協力お願いいたします。

令和8年度 管理期以降における揚水機の間断運転について

今年度の取水計画を下記のように策定致しました。

目まぐるしく変動する世界情勢の影響を受け、電力料金は未だ高止まりしている状況です。適正な用水利用に努め、可能な限りの節電にご協力下さるようお願い致します。


基幹的施設におきましては、昨年と同様**19時停止**とする予定であります。出穂期や干ばつ等の悪天候により用水需要の増加が見込まれる場合、各地区代表者と相談し状況を見て送水時間延長等対応の検討を致します。送水の調整には複数の地区間の用水状況を考慮する必要があります。

用水に関するご依頼・ご要望は各地区を総括している代表者を通してご連絡下さるようお願い致します。

施設区分			取水開始日 (水利権許可)	休止日ローテーション計画							実施期間
地区名	代表者	施設名		月	火	水	木	金	土	日	
				AM : PM	AM : PM	AM : PM	AM : PM	AM : PM	AM : PM	AM : PM	
福多地区	木村 賢一	福多1号機場	4月20日~	休				休			
		福多2号機場	"				休			休	
		福多3号機場	"	休				休			
		福多4号機場	"			休				休	
		福多5号機場	"	休				休			
		福多6号機場	"		休				休		
大和地区	遠藤 強	大和1号機場	"		休			休			
		大和2号機場	"		休				休		
		大和3号機場	"	休			休				
		大和4号機場	"		休			休			
		大和5号機場	"			休				休	
川通地区	栗林 治	中曽根揚水機	"			休			休		
		川通1号機場	"			休			休		
		川通2号機場	"			休			休		
		川通3号機場	"		休			休			
		大久保揚水機	4月26日~			休			休		
		鬼木揚水機	4月20日~		休			休			
		砂押揚水機	"		休			休			
大面地区	土地改良区	昭和江揚水機	"	休							
		昭和江支線揚水機	"	休							
	原田 勝	大面1号機場	"	休			休				
		大面2号機場	"	休			休				
		大面3号機場	"	休			休				
		大面4号機場	"	休				休			
		大面5号機場	"	休			休				
大面西部地	内藤 義輝	西部1号機場	"	休			休				
		西部2号機場	"	休			休				
見附地区	久保田 一浩	見附1号機場	"		休			休			
		見附2号機場	"	休				休			
		見附3号機場	"	休			休				
		見附12号機場	"				休			休	
	小林 仁志	見附4号機場	"	休			休				
		見附5号機場	"	休				休			
		見附6号機場	"	休				休			
		見附7号機場	"			休				休	
	武田 正美	柳橋揚水機	"			休				休	
		見附8号機場	"		休				休		
		見附9号機場	"				休			休	
川通北地	土田 久章	見附10号機場	"		休			休			
		見附11号機場	"			休			休		
		中央第2揚水機	4月26日~		休			休			
		今井揚水機	"		休			休			
刈谷田川左岸区域	各地区代表	鮎子ヶ池揚水機	"		休			休			
		園場区域以外の地域においても右記日程での休止に努めて下さい。	4月1日~		休			休			
刈谷田川右岸区域	各地区代表		4月20日~		休			休			

5月25日
(月)
↓
取水終了まで

節電対策による運転時間調整が必要となった場合及び異常気象等の場合は別途協議により決定します。

 基幹的施設

※留意事項

- ・揚水機運転休止日は『朝5時から翌日の朝5時まで』を休止とします。
- ・普通期(5/11~9/5)は水利権の上限にかかる場合がある為、原則として夜間運転は行いません。

農業用水も限りある資源です。大切に使いましょう。